

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

04.申請書の複製方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-3
03.飛行許可・承認 申請書の複製方法のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-4
04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-5
05.Step2：申請書の複製に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-8
06.Step3：複製する申請書を選ぶ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-9
07.Step4：申請書を複製する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-10

01.はじめに（飛行許可・承認の申請書の複製を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムで申請書の複製を行うための操作方法を記載していますので、この作業を行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認 申請書の複製方法のステップ

飛行許可・承認の申請書を複製します。

申請書の複製を開始



Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。



Step2 : 申請書の複製に進む

メインメニューで「申請書の複製」のボタンを選択します。



Step3 : 複製する申請書を選ぶ

申請書一覧の中から複製する申請書を選びます。



Step4 : 申請書を複製する

「複製」ボタンを押して申請書を複製します。



複製が完了

04.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0 トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（2/3）



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

[手順の確認](#)

以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

[手順の確認](#)

100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能も搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

[手順の確認](#)

以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

[手順の確認](#)

第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)[技能証明の取得申請へ](#)

05.Step2：申請書の複製に進む

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。

変更申請

許可された飛行許可・承認申請の機体情報、操縦者情報及び飛行マニュアルの内容等を変更し、再度申請を行います。

更新申請

許可された飛行許可・承認申請の飛行期間を更新し、再度申請を行います。
なお、更新申請は飛行許可・承認の終了日まで2か月以内の期間のみ申請可能です。

申請書の複製

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書を複製します。

飛行許可・承認メインメニューのページで、「申請書の複製」ボタンを押します。

06.Step3：複製する申請書を選ぶ

 国土交通省
 Ministry of Land, Infrastructure and Transport
 English

使い方
よくある質問・
お問い合わせ

複製が可能な申請書の一覧です。
申請書を複製して申請を行う場合は、対象の申請書の「複製」ボタンをクリックして下さい。

宛先	飛行目的	カテゴリー	許可番号	手続き状況	
東京航空局	その他1	II A		審査中	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第1021号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第12345号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A		審査中	複製
東京航空局	その他1	II A	東空運航第111111号	手続終了	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
東京航空局	その他1	II A		作成中	複製
	報道取材	III		作成中	複製

<< 1 >>

戻る

申請書一覧（申請書複製）のページが開きます。
複製を行う申請書の「複製」ボタンを押します。

※一覧画面に表示される申請書は、作成中の申請書
や審査中、手続終了となった申請書が表示されます。

07.Step4：申請書を複製する

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1. 業務

- ☐ 空撮 ☐ 報道取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス
☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応
☒ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

その 他

(2) 業務以外

- ☐ 趣味 ☐ 研究開発 ☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

一覧で選択した申請書に対する飛行概要入力のページが開きます。

※画面内は一覧で選択した申請書と同じ内容が表示されます。

※以降、申請書の作成手順と同じように申請書の内容入力、編集してください。

（操作マニュアル「[01.新規申請方法](#)」P01-39～56 参照）